

別紙様式第17号(第34条の40第1項関係)

	← 29.7cm以上 →
↑ 20 cm 以 上 ↓	銀行代理業者許可票 銀行代理業 許可番号 金融庁長官()第 号 (財務(支)局長) (銀行代理業者の商号、名称又は氏名) (所属銀行の商号)

(記載上の注意)

- 1 「所属銀行の商号」には、所属銀行(銀行法第2条第16項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。)の商号を記載すること。二以上の所属銀行があるときは、全ての所属銀行の商号を記載すること。
- 2 銀行法第52条の60の2第1項に規定する銀行等が銀行代理業を営む場合にあつては、許可番号に代えて、同条の規定により銀行代理業を営む者である旨を表示すること。
- 3 銀行法等の一部を改正する法律(平成17年法律第106号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、銀行法第52条の36第1項の許可を受けず銀行代理業を営むことができる者にあつては、「銀行代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第2条第1項の規定により銀行法第52条の36第1項の許可を受けず銀行代理業を営む者である旨を表示すること。
- 4 改正法附則第3条第1項の規定により銀行法第52条の36第1項の許可を受けたものとみなされる者にあつては、許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、改正法附則第3条第1項の規定により銀行法第52条の36第1項の許可を受けたものとみなされた銀行代理業者である旨を表示すること。
- 5 金融機関の合併及び転換に関する法律第51条の2第1項(同法第67条において準用する場合を含む。以下5において同じ。)の規定により銀行法第52条の36第1項の許可を受けたものとみなされる者にあつては、許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、金融機関の合併及び転換に関する法律第51条の2第1項の規定により銀行法第52条の36第1項の許可を受けたものとみなされた銀行代理業者である旨を表示すること。